

- (2) 建物及び諸設備の設置、又は変更の連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防、及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各部屋、又は一定場所ごとに火元責任者を定め、並びに建物、火気使用器具等、及び消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を**別表1**のとおり指定する。

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の建築物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認
- (4) 防火管理者の補佐

(自主点検検査員の業務)

第8条 自主点検検査員は次の業務を行うものとする。

- (1) 自主点検検査員は、自主点検票に定める区分にもとづき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(従業員等の遵守事項)

第9条 **当施設**に勤務するすべての者は、日常業務等を通じて各種災害を防止するため次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合には、消防機関(119)に通報するとともに、災害時の出動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は指定した場所で行うこと。
- (5) その他必要と思われる事項。

第2節 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項

第4章 震災対策

第1節 震災予防対策

(震災予防措置)

第16条 防火管理者及び火元責任者は、震災時の災害を予防するため、第2章にもとづく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に附属する構造物（看板、窓枠、外壁等）および陳列物の転倒、落下の有無の検査。
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況について。
- (3) 危険物施設における危険物品の転倒、落下等の有無の検査。

(地震後の安全措置)

第17条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い防火管理者に報告し、その安全を確認し使用を開始すること。

(震災に備えての準備品)

第18条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるように準備しておくものとする。（各事業所で検討しておくこと。）

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食及び飲料水（2～3日分）
- (4) その他必要なもの（救出資機材等）

第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

第19条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害の状況を全従業員に把握させ、必要な事項を指示する。
- (3) 各関係機関からの情報を積極的に収集すること。
- (4) 避難場所は_____とする。
- (5) 緊急避難場所への避難開始は、防災機関の避難指示、又は自衛消防隊長の判断により行うものとし、原則徒歩にて避難を行う。

(津波に対する心得)

第20条 地震が発生し津波が予測される場合には、次のことに注意する。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、揺れが収まった後、直ちに海岸付近から離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、安全な場所に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- (4) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

第5章 南海トラフ地震対策

(南海トラフ地震防災対策規定)

(目的)

第21条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全、及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第22条 南海トラフ地震が発生した場合における、防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は次のとおりとし、その編成、及び任務を別表3のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第23条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限を持ち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- (3) 避難誘導班に利用者等の避難誘導にあたらせること。
- (4) 従業員を指定場所に集合させ避難させること。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止、又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は不在のときはその職務を代理する。

(従業員の責務)

第24条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき、又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第25条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- (2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報並びに隊長の命令内容等防災上必要な情報を次項に定める手段を用い、利用者及びその他の従業員に伝えること。
- (3) あらかじめいくつかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた利用者等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

(避難誘導班の業務)

第26条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生、又は隊長の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の緊急避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、利用者等を避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- (4) 利用者等の避難誘導が完了したときは、その旨を直ちに隊長に報告すること。

避難場所	避難者数	避難経路
		別紙のとおり
避難場所迄の距離	避難距離までの所要時間	
約 m	約	分

(その他不測の事態)

第27条 隊長は南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難、又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。

この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難、又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第28条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとし、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第29条 隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 従業員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第30条 隊長が従業員等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 地震が発生した場合に出火防止、利用者同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 各地域における避難対象地区及び急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第31条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

実施日及び内容対象者	実施月日	内 容
従業員及び入居者等	月	(1) 消防計画の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 従業員及び入居者等各自の任務及び責任の周知徹底
	月	(4) 震災対策に関する基本的事項 (5) その他火災予防上必要な事項
新入社員及び新入居者等	その都度	

(訓練の実施時期及びその内容)

第32条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施月日	訓練内容	
総合訓練	月	・消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること。	
	月		
部分訓練	消火訓練	月	・消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
		月	
	通報訓練	月	・消防機関（119）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
		月	
	避難訓練	月	・避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。
		月	

(訓練の実施報告)

第33条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は予め消防本部に通報、及び「消防訓練通知書」により佐伯市消防長に通知するものとする。

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

別表1（第6条関係）

火災予防管理組織編制表

防火管理者	担当区域	火元責任者
	自主点検検査別	担当者
	建物等	
	火気使用設備器具	
	消火器	
	避難設備	
	危険物施設	
	電気設備	

以下の内容を参考にし、各担当者は詳細を記した点検表を作成する。

点検別	点検内容
建物等	建物及び構造物等の変形、損傷及び不具合等の確認。
火気使用設備器具	可燃物からの保安距離は適正か。コンロや排気ダクトの清掃状況。 ガス配管は亀裂や劣化の損傷等はないか。
消火器	使用期限や位置構造、汚損破損の確認。
避難設備	避難口等に避難の障害となるものがないか。 誘導灯の点灯不良や視認障害がないか。
危険物施設	標識や掲示板は正しく標記されているか。 整理整頓はされているか。 危険物の漏れ、容器の転倒の確認。
電気設備	コンセントの清掃状況やタコ足配線などの確認。 変電設備の異常や、周囲に可燃物がないか。

別表2（第14条関係）

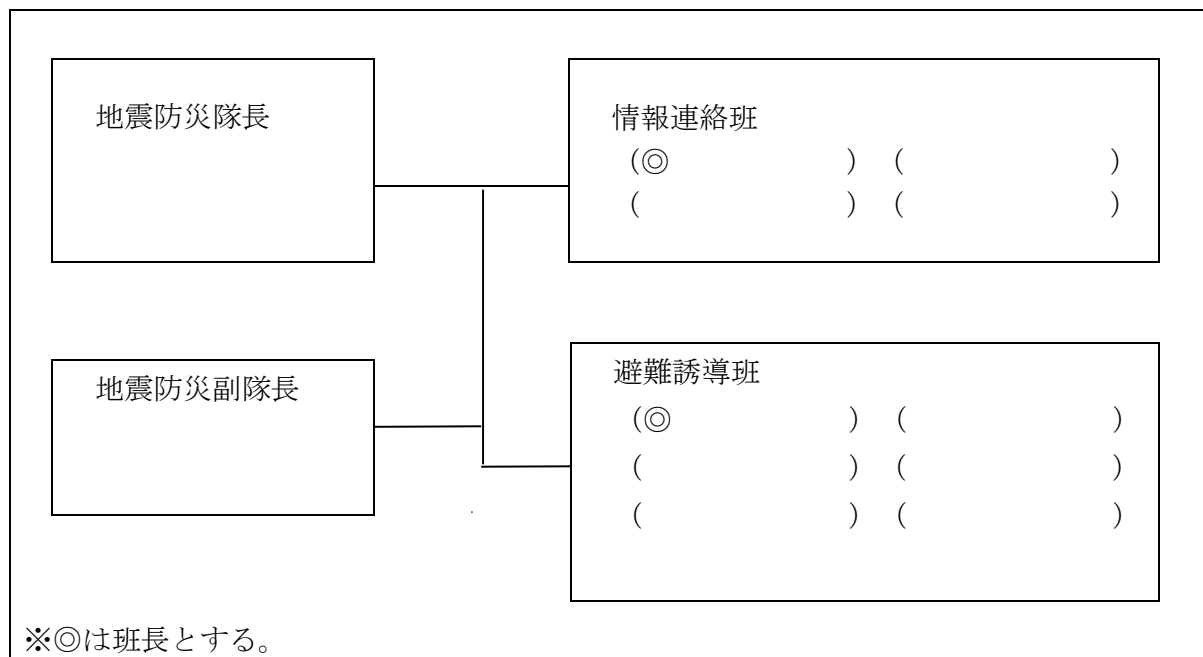
自衛消防隊編制表

自衛消防隊長	係別	氏名
隊長 副隊長	指揮係	
	消火係	
	通報連絡係	
	避難誘導係	

係別	任務内容
隊長	○ 自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに避難状況の把握をし、消防隊と密接な連携を図る。
指揮係	○ 隊長を補佐し、指示、命令の伝達にあたる。
消火係	○ 消火器具を用い消火作業にあたる。
通報連絡係	○ 消防機関に対する通報及び確認を行う。 ○ 消防隊への情報の提供にあたる。
避難誘導係	○ 非常口等を開放し避難誘導にあたる。 ○ 避難器具の設定、操作にあたる

別表3（第22条関係）

地震防災隊組織表



地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1. 防災隊に対する指揮、命令、監督（総括） 2. 各関係機関からの情報による対処・指示
地震防災副隊長	1. 隊長の補佐 2. 隊長不在時の任務代行 3. 各班の把握及び隊長への報告
情報収集連絡班	1. 消防機関への通報及び関係機関への連絡 2. 館内入場者への混乱防止のための館内放送及び情報提供 3. テレビ、ラジオなどによる情報収集 4. 避難誘導班と連携による負傷者及び避難状況の確認
避難誘導班	1. 館内入場者の混乱防止 2. 避難口の確保（窓、扉の開放） 3. 情報収集連絡班と連携による情報収集 4. 避難者への情報提供と安全な場所への誘導 5. 負傷者等の応急手当

※ 避難経路図を添付すること。